

ID: 205

担当部署: 上下水道課

処分の概要	新規加入金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町公共下水道条例 第19条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第146号		
<p>【根拠条文】 (新規加入金) 第19条 加入金は、受益者分担金を納付していない者で新規に排水設備を公共下水道に接続しようとする者から徴収する。</p> <p>2 加入金は、排水設備工事と同時に発行する納入通知書により、指定の期日までに納入しなければならない。</p> <p>3 加入金の額は、1口当たり、別表第4のとおりとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日